

四日市市告示第168号

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

四日市市長 森 智広

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第188号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 2 まで （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による補助率及び補助金の上限金額拡充措置）</p> <p>3 第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年7月3日から令和4年3月31日までの補助率及び補助金の上限金額については、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 2 まで （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響による補助率及び補助金の上限金額拡充措置）</p> <p>3 第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年7月3日から令和3年3月31日までの補助率及び補助金の上限金額については、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（商工農水部農水振興課）